

「高所作業車の運転業務に係る特別教育」のご案内

平素より当協会の事業運営について格別のご高配を賜り、感謝申し上げます。

労働安全衛生法第59条第3項において、『事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者を就かせる場合は、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別教育を行わなければならない。』と規定しております。

危険又は有害な業務として労働安全衛生規則第36条第10の5号に規定する『作業床の高さ（令第十条第四号の作業床の高さをいう。）が十メートル未満の高所作業車（令第十条第四号の高所作業車をいう。以下同じ。）の運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務』に係る学科及び実技の特別教育を下記により開催いたします。法令を遵守し労働者の安全の為、貴事業場の該当者を受講させていただきたくご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場

日時	科目	会場
令和6年6月8日（土） 8時30分～17時45分	学科 実技	（株）総合車両製作所 新津事業所 新潟市秋葉区南町19-33 TEL 0250-23-4900

※ 集合時間は、時間厳守でお願い致します。

2. 定員 30名（定員になり次第締め切ります）

3. 受講要件 普通自動車運転免許証を有する方

4. 受講料 会員 11,000円（非協会員 13,000円）

※ 受講料には、テキスト代を含みます。

5. 申込期限 令和 6年5月29日（水）

6. 申込方法 申込書と振込書の写しを FAX 又は郵送で送ってください。

受講番号は FAX 等でお知らせいたしますので、TEL・FAX 番号を必ず記載してください。受講料は下記口座にお振込下さい。

○ 振込先 (一社)新津労働基準協会 第四北越銀行 新津支店(普)0331019

○ 申込先 〒956-0864

新潟市秋葉区新津本町4-18-12 (一社)新津労働基準協会

(TEL 0250-22-6852 FAX 0250-22-6310)

7. 教育内容 (1) 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識・・・3時間

- (2) 原動機に関する知識・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間
- (3) 運転に必要な一般的事項に関する知識・・・・・・・・・・1時間
- (4) 関係法令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1時間
- (5) 【実技】作業のための装置の操作・・・・・・・・・・3時間

8. 実技時の服装 ヘルメット、軍手、長袖、長ズボン、安全靴、長靴(雨天時)、カッパ (雨天時)

9. その他 全課程受講者には講習会終了後、修了証を交付します。

受講日 6/8 「高所作業車の運転業務に係る特別教育」受講申込書

(会員 ・非会員) 該当を○で囲む		TEL	()
		FAX	()
事業所名		業 種	
所在地	〒		
受講番号	氏 名	生 年 月 日	
※	(ふりがな)	昭・平 年 月 日生	
※	(ふりがな)	昭・平 年 月 日生	
※	(ふりがな)	昭・平 年 月 日生	
※	(ふりがな)	昭・平 年 月 日生	
※ 受講番号の欄は、当協会で使用しますので記入しないでください。			

上記のとおり申し込みます。

(一社) 新津労働基準協会 会長 殿

令和 年 月 日

申込責任者 :



※当日のキャンセルは一切払戻いたしません。締切日以降のキャンセルは、一律 3,000 円頂きます。受講者の変更は前日までに連絡下されば、可能です。※個人情報保護に関する法律により、ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任をもって管理し、講習会の実施及び修了証の管理以外には使用いたしません。